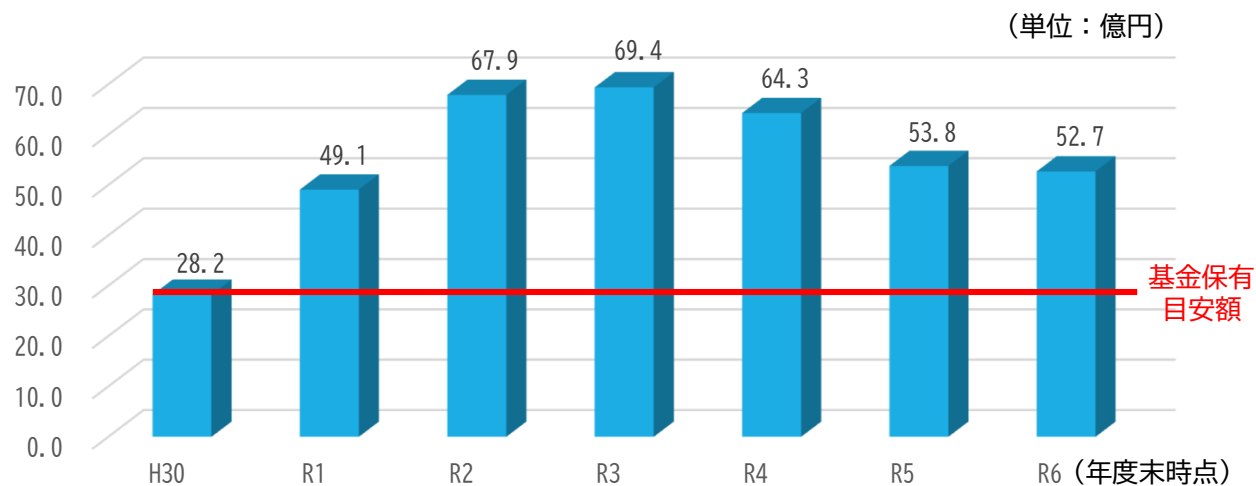


これまでの
おさらい

国民健康保険支払準備基金について



	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
期首残高	44.5	28.2	49.1	67.9	69.4	64.3	53.8
期中取崩額	24.6	0	10.1	17.1	6.3	15.8	7.4
期末積立額	8.4	20.8	28.9	18.5	1.1	5.3	6.3
期末残高	28.2	49.1	67.9	69.4	64.3	53.8	52.7

※四捨五入しているため、差引額が一致しない場合がある。

これまでの基金の主なトピック

令和元年度

札幌市国保基金の活用方針（最低保有残高や使途）を決定(次ページ参照)

令和3年度～

コロナ禍や物価高対策等のため、適宜、基金を投入して保険料を抑制

- ・ R3年度 10億円
- ・ R5年度 10億円
- ・ R6年度 4億円

令和6年度

- 最低保有残高を変更（20→24億円）
- 活用方針に「使途」を追加

令和7年度

保険料の賦課割合の見直しで生じる保険料負担を抑制するため、基金1.3億円を投入

今後の基金残高の見通し

- R 6 第 2 回運協において、R 12 までの基金残高の見通しを提示した。
→ このとき R 12 の基金残高（試算）は、23.9 億円と予想。
- 今回の R 6 決算を受けて、年度末の積立額が確定。
→ 新たな R 12 の基金残高（試算）は、30.2 億円と予想。 ***昨年度の予想よりも + 約 6 億円の上振れ**

<R6運協での試算>

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
期首残高	53.8	46.4	41.9	37.4	32.9	28.4
期中取崩額	7.4	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
期末積立額						
期末残高	46.4	41.9	37.4	32.9	28.4	23.9

道基準を受け、
R11 末の残高目標を
24 億円へと修正

<R6運協での試算を最新数値に更新>

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
期首残高	53.8	52.7	48.2	43.7	39.2	34.7
期中取崩額	7.4	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
期末積立額	6.3					
期末残高	52.7	48.2	43.7	39.2	34.7	30.2

昨年度の予想より
も + 約 6 億円の
上振れ

* 網掛け部分は当時の予想値

* R7 期中取崩額は、上記のほか予備として 1.4 億円を予算化しているが、現時点で具体的な活用予定なし。

本日の協議事項

① 基金の使途として「国・道への返還・拠出が必要な場合」を明確にしたい

- 国・道交付金等においては、最初は見込み額（概算額）で受け取っておき、年度が終わって正しい額（決算額）が確定した後、翌年度に概算額と決算額の差額を精算する「事後精算方式」が一般的。
→ 結果としてもらい過ぎ（概算額＞決算額）になっていれば、もらい過ぎた分を後で返還する仕組み。
- 年度末の時点ではまだ「もらい過ぎ」になっているかどうか分からないが、国保会計で生じた剰余金は、その全額を基金に積み上げるルールになっている。
→ 仮に「もらい過ぎ」分があるとしても、それも含めて基金に預けたことになる。
- 翌年度に入り、精算の結果「もらい過ぎ」になっていた場合は、もらい過ぎていた分だけ基金を取り崩し、返還金の財源としてきた。
→ 「使途③」に該当するものと整理してきた。
- ところが、R6第2回運協において、一部委員より、「現行の使途に、“国・道交付金の返還に充てるため”と明文化されていない」という趣旨の指摘があった。
- 基金の使途については、できる限り疑義を招かないよう明確化しておくことが望ましい。
そこで、「使途⑤」として「国・道への返還・拠出が必要な場合」を新たに追加することとしたい。

使途①

制度変更等への対応が必要な場合

使途②

重点的な取組が必要な場合

使途③

その他やむを得ない事情がある場合

使途④

都道府県単位化の方向性に合致し、かつ被保険者の利益につながる場合



New!!

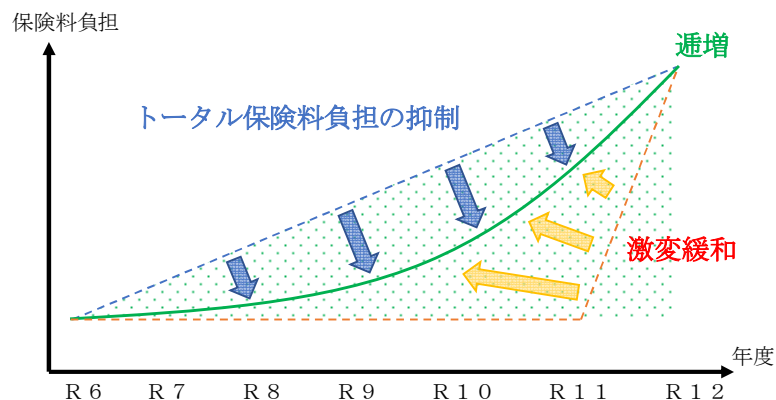
使途⑤

国・道への返還・拠出が必要な場合

②

保険料賦課割合の見直し等に係る今後の基金の活用について

これまでのおさらい



- R12の全道保険料率の統一に向けて、R7から6年間かけて賦課割合の変更を実施中。
- この変更の初年度にあたるR7は、保険料の急上昇を抑制する「激減緩和措置」と、6年間トータルの負担増を抑制する「負担軽減策」をセットで実施した。
- このうち「負担軽減策」として、R7は(当時)活用可能だった最大額(1.3億円)の基金を投入。
- R8以降の基金活用は、保険料の急上昇にならないよう配慮しつつ、活用可能な範囲で検討していくこととしていた。

今後の考え方

- R11までは基金の投入額が大きいほど保険料水準を抑制でき、トータルの負担増の軽減につながることは確か。
- しかし、R12以降は全道統一保険料率に合わせなければならないため、抑えれば抑えるほどリバウンド(揺り戻し)が大きくなり、R12に保険料が一気に激増することになる。
- トータル負担増の軽減に配慮しつつ、激変が生じないような両方のバランスをとることが重要であることから、R8からR11までの間、毎年少しずつ額を減らしながら基金を投入していくこととしてはどうか。
- また、昨年度に追加した「使途④」に基づき、保険料率の統一と並行しながら、保健事業(特定健診など)の各種サービスにも基金を活用していきたいところ。
- そこで、現時点で活用可能な最大額である6億円を上限として、R8からR11までの間の活用計画を考えていくこととしてはどうか。
(具体的な活用策は、R8予算案でお示しする予定)